

子ども・子育て会議条例の改正について

1 根拠法令

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
- ・岡崎市子ども・子育て会議条例

2 所掌事務

- ・子ども・子育て支援事業計画の策定、進捗状況についての点検、評価等（子ども・子育て支援法）
- ・幼保連携型認定こども園の認可等（認定こども園法）
- ・その他、子ども・子育て支援の推進に関し必要な事項（子ども・子育て支援法）

3 各法律に基づく「こども」の定義

法律名	定義
子ども・子育て支援法	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
認定こども園法	小学校就学の始期に達するまでの者
こども基本法	心身の発達の過程にある者

4 こども計画の策定

おかざきっ子 育ちプラン

- ・次世代育成支援対策行動計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・子どもの貧困対策推進計画



子ども・若者育成支援計画

岡崎市こども計画（こども基本法第11条に規定される市町村こども計画）

おかざきっ子育ちプランと子ども・若者育成支援計画を包含して策定する予定の岡崎市こども計画は、こども基本法に規定される計画であり、子ども・子育て支援法に規定される「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」以外の「心身の発達の過程にある者」も対象として含まれるため、岡崎市こども計画の策定等に関する事務に対応するため、岡崎市子ども・子育て会議条例を改正する。